

中小企業等が取得した一定の設備等に係る固定資産税の課税標準の特例について

中小企業等が、中小企業等経営強化法(または生産性向上特別措置法)に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした一定の設備等に係る固定資産税について、課税標準の特例措置が設けられています。

※ 生産性向上特別措置法は、令和3年6月5日に廃止され、改正後の中小企業等経営強化法に制度が移管されました。

【対象者】

先端設備導入計画について市の認定を受けた中小事業者
〔中小事業者とは〕

- ・資本金または出資金が1億円以下の法人
 - ・常時使用する従業員数が1,000人である個人や資本または出資をしない法人
- ※みなし大企業については特例の対象外となります。

【対象設備】

先端設備導入計画に基づき取得した設備で、次の要件をすべて満たすもの

- ・平成30年6月6日から令和5年3月31日までの間に取得したもの
- ・旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上するもの
- ・中古資産でないもの
- ・下表の区分に応じた取得価格及び販売開始時期であるもの

	機械及び装置	測定工具及び検査工具	器具及び備品	建物付属設備
取得価格	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内

新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和するため、事業用家屋と構築物が特例の適用対象に追加されました。

※令和2年4月30日から令和5年3月31日までの間に取得したもの

	事業用家屋	構築物
取得価格	120万円以上	120万円以上
要件	300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの	14年以内に販売され生産性が旧モデル比1%以上向上するもの

【特例内容】

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分について対象となる資産に係る固定資産税の課税標準額を0(ゼロ)とします。